

## 三川町新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止等について

5月8日より、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い、政府及び県の対策本部が廃止されることから、政府及び県の対策本部廃止の日をもって「三川町新型コロナウイルス感染症対策本部」を廃止する。

また、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止され、それに合わせて県の取り組みも廃止されることから、三川町新型コロナウイルス感染症対策本部対応方針についても、同方針等が廃止される日をもって廃止とする。

なお、5月8日以降の日常における基本的感染対策についての考え方は、政府及び県の方針のとおりとする。

### 【政府及び県における感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方】

- ① 基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- ② 町として一律に感染対策を求めることはなくなり、個人や事業者は自主的な感染対策に取り組むものとする。町は、政府や県から提供される個人や事業者の判断に資する情報の周知に努める。
- ③ 特に感染対策が求められる医療機関や高齢者施設等については、引き続き政府及び県から提供される感染対策に関する情報に十分留意する。